

■重点的に取り組むこと 2（女性の職業生活における活躍の推進計画Ⅰ）

●すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備

《現状と課題》

(1) 女性が能力を発揮できる就業環境の整備促進

就業は、すべての人の生活を支える経済的基盤であり、自己実現につながるものです。

少子高齢・人口減少社会の現在においては、経済社会の活力を維持するため、労働力を安定的に確保することが極めて重要となっていますが、平成27年9月、働くことを希望する女性がその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会づくりを目的とした「女性活躍推進法」が施行されました。

女性の活躍推進は、人材の確保のみならず、企業活動における生産性の向上や地域活動等に多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた多様なアイデアをもたらし、本市経済の活力の維持・向上に不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、働くことを希望する女性が、仕事と子育て・介護等により就業中断を迫られることなく働き続けることができ、その能力を十分に発揮できる就業環境の整備に取り組めます。

取り組みに当たっては、長時間労働の削減、休暇の取得等、男性中心型の労働慣行の見直しや、男性側の環境づくりも重要となります。

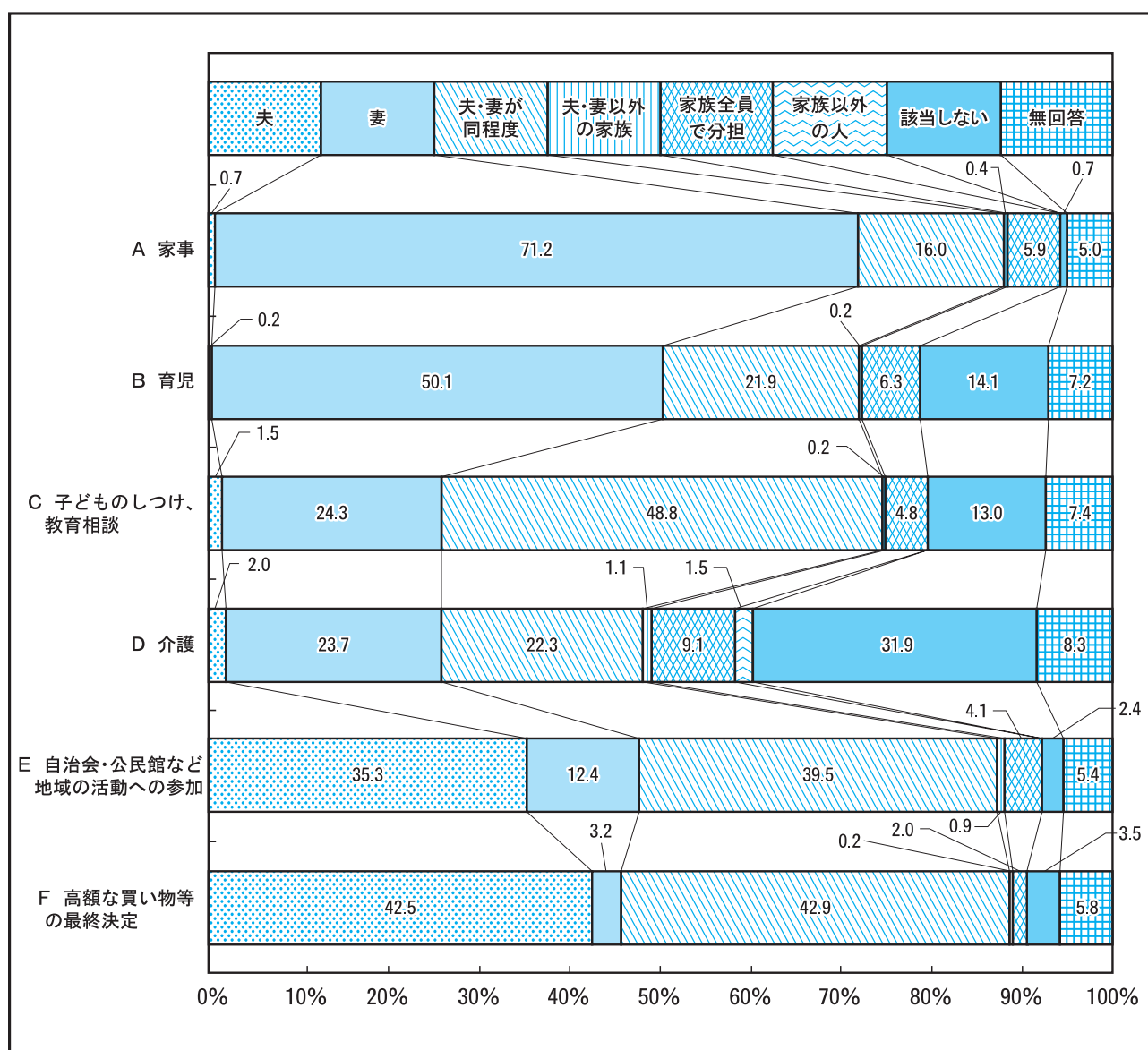
従って、男女ともに多様で柔軟な働き方ができる環境整備に向けた事業所における主体的な取り組みが推進されるよう働き方改革^{*}に係る諸制度の周知、啓発を行います。

また、男女の均等な雇用の機会と待遇の確保及び非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令の周知・啓発、男女間格差の是正に向けた、事業所の自主的かつ積極的な取り組み（ポジティブ・アクション^{*}）を促進するための情報提供を行います。



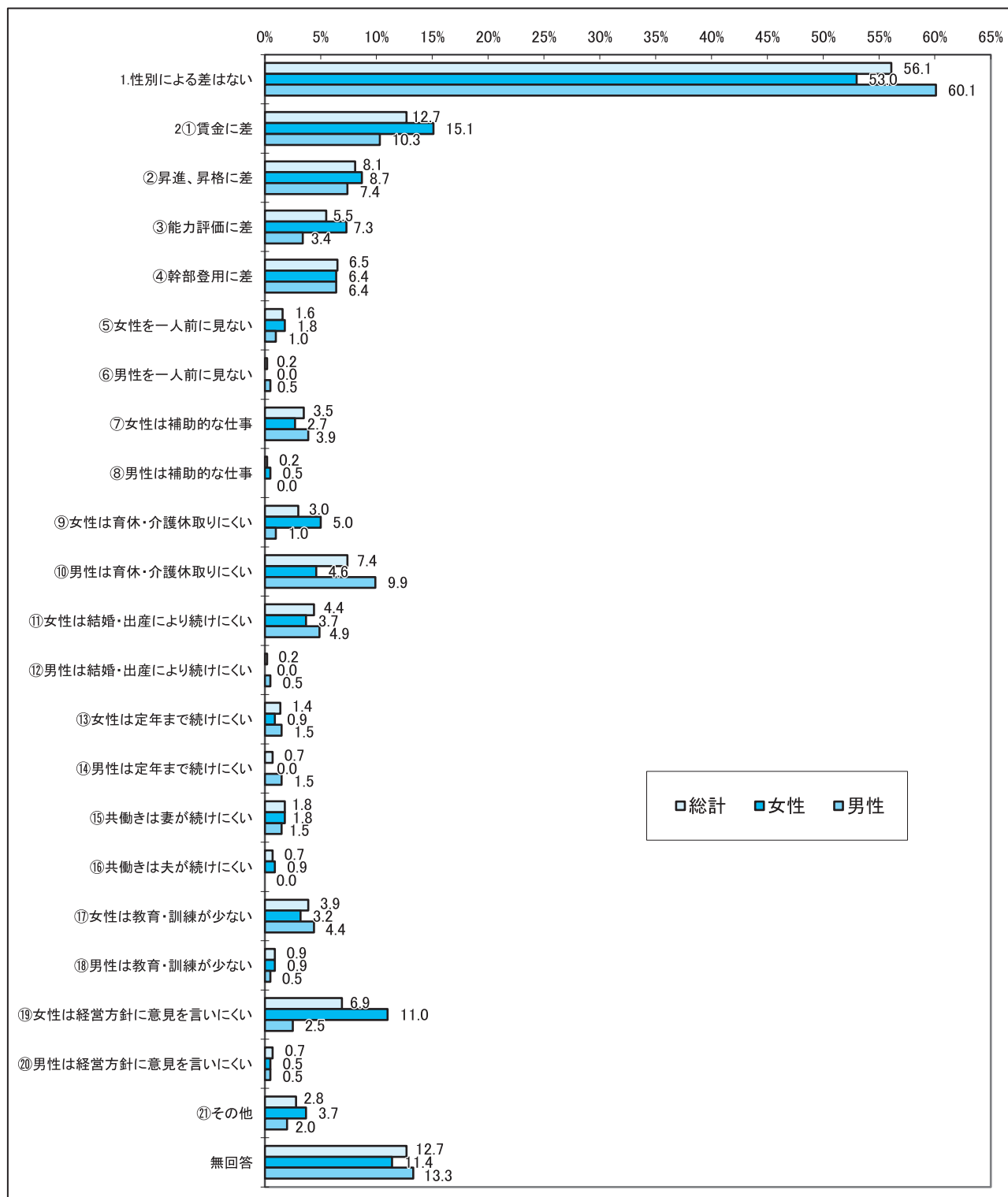
●あなたの家では、現在、次のような事柄を主に誰が行っていますか。

【平成30年度調査】 n = 539



●あなたが働いている場では、仕事の内容等について、次にあげるような性別による処遇の差がありますか。

【平成 30 年度調査】 n = 433



(2)ワーク・ライフ・バランス※の推進に向けた取り組みの充実

人々の生活は、仕事、家庭、地域における活動の繋がりの中で営まれています。

これらの活動の主体として、男女がともにやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進は、すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備に向けた重要な課題です。

ワーク・ライフ・バランスは、仕事・家庭・地域生活における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の影響、性別により仕事と生活のどちらか一方に偏る傾向があり、その背景には、仕事・家庭・地域生活における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の影響があります。

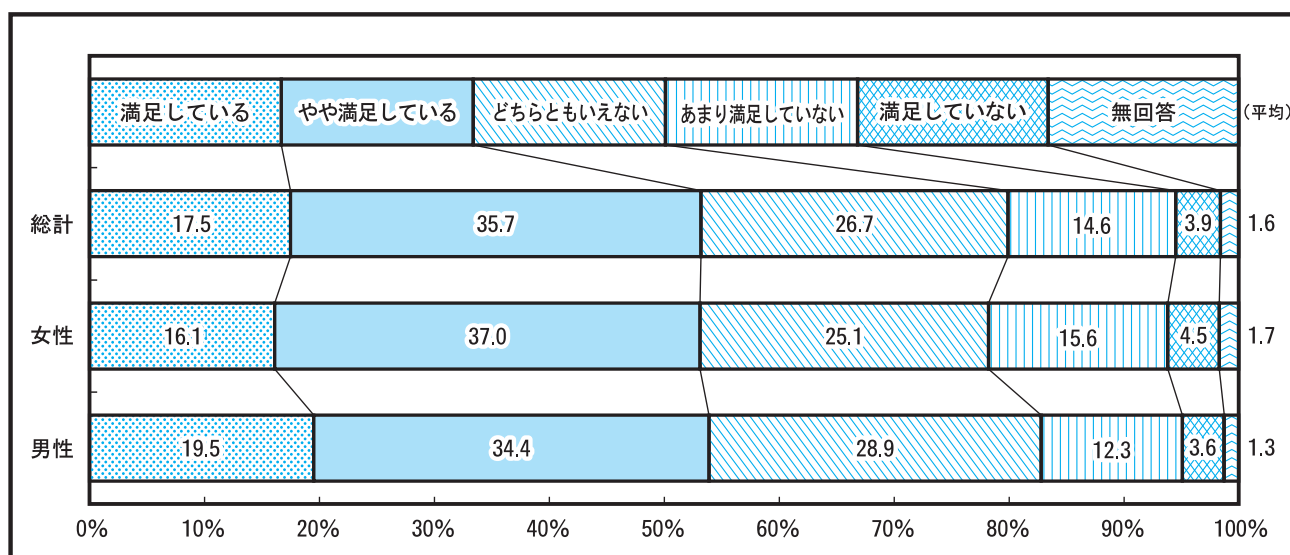
市民意識調査の結果をみると、「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考え方について、否定派が過半数を超える中で、「家事」の7割、「育児」の5割を妻が行っているという現実があります。

このような意識と現実の乖離を改善していくために、職場における長時間労働の是正や女性の処遇改善、働き方改革の促進、多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供等の充実を図り、職場や地域、市民に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する理解の浸透を図る啓発に取り組めます。

また、家事・育児や介護、地域活動等についても、男女がともに、その主体として積極的に参画することができるよう、男性の子育てへの参画及び育児休業取得、介護休業、休暇の取得の促進に向けた啓発に取り組めます。

●あなたは、ご自分の暮らしを振り返ったときに、仕事（家事等の家庭内労働を含む）とご自身の趣味等の個人生活のバランス（使っている時間等）について満足していますか。

【平成30年度調査】 n=742



「満足傾向」 = 53.2% 「どちらともいえない」 = 26.7% 「不満傾向」 = 18.5%

(3)女性の能力開発・チャレンジに向けた取り組みへの支援

男女共同参画社会を実現するためには、社会における制度や慣行の改革を進める一方で、女性が自らの意識と能力を高め、行動していくことが必要です。

女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得や再就職・新規就業・起業へのチャレンジを希望する女性への情報提供、専門知識の習得等についての支援に取り組みます。

施策の方向① 女性が能力を発揮できる就業環境の整備促進			
No.	具体的施策	内 容	担当課
12	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保及び非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の周知・啓発	雇用の分野における募集・採用、配置・昇進の性別を理由とした差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする不利益扱いの禁止等を規定する「男女雇用機会均等法」や、パートタイム労働者等、非正規雇用労働者の雇用条件や雇用環境の均衡のとれた公正な待遇の確保や正規労働者への転換の推進等を規定する「パートタイム労働法」等の関係法令、その他労働環境の各種課題に関する諸制度の周知・啓発と雇用に関する各種相談を行います。	商工観光課 企画課
13	メンタルヘルス等の健康確保やハラスメント等の防止に向けた啓発	事業所等において、女性の能力発揮に影響を及ぼすメンタルヘルス等の健康確保や、セクシュアル・ハラスメント*等、あらゆるハラスメントの防止について、主体的な取組が促進されるよう、学習機会や情報の提供等の啓発に取り組みます。	商工観光課 企画課
14	商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び女性従業者の経営への参画を促進する啓発	商工業等の自営業において、女性が家族従事者として果たしている役割が適正に評価され、その貢献に見合う賃金を確保できるよう経営改善を通じた就業環境の整備と女性従業者の経営への参画の促進に向け、商工会等との連携による啓発に取り組みます。	商工観光課 農政課
施策の方向② ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みの充実			
No.	具体的施策	内 容	担当課
15	仕事と生活の調和に関する理解の浸透を図る啓発と長時間労働の是正等、働き方改革の促進	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、最低賃金法、労働基準法、労働者派遣法等の周知と併せて、育児・介護と仕事の両立を支援する助成金制度について事業所への情報提供を行います。 また、個人が、各ライフステージにおいて、希望するバランスで仕事や様々な活動に関わることができるよう、「仕事と生活の調和」に関する広報・啓発を行います。	商工観光課 企画課 財政課
16	仕事と生活の調和を図る多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供の促進	仕事と生活の調和の実現に向けては、固定的性別役割分担意識を背景に、特に育児・子育て、介護と仕事のバランスをとることが困難であり、このことが職業生活における女性の活躍を阻害する大きな要因になっています。また、高齢化の進展による男性も含めた介護離職者の増加や晩婚・晩産化による子育てと介護の負担を同時に担う（ダブルケア）状況への対応も要請されます。 そのため、それぞれの人が望む仕事と生活の調和による多様なニーズに対応する保育・介護に係るサービスの提供を促進します。	福祉課 長寿介護課
17	男性の子育てへの参画の促進及び育児休業、介護休業、休暇の取得の促進に向けた啓発	長時間労働や仕事優先の風潮を見直し、仕事と生活の調和が図れるよう、休暇制度の利用促進に向けた情報提供を行います。また、男性も育児休業が取得できるよう各事業所への啓発を行います。	総務課 企画課

施策の方向③ 女性の能力開発・チャレンジに向けた取り組みへの支援			
No.	具体的施策	内 容	担当課
18	女性の能力発揮・開発や再就職及び新規就業に関する支援	市が開設する相談窓口において子育て中の女性の再就職支援を行います。各種支援制度に関する情報の収集に努め、広報紙、情報誌やホームページ等による情報提供を行います。	総務課 福祉課 企画課
19	「南九州市地方創生総合戦略」における「女性活躍推進」に係る取り組みの推進	地域における女性の活躍推進は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらします。そのため、「南九州市創生総合戦略」に基づく地方創生に向け、男女共同参画の視点を踏まえた女性の活躍の推進に取り組みます。	企画課

重点的に取り組むこと 3（女性の職業生活における活躍の推進計画Ⅱ）

●政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

《現状と課題》

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、男女が、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における様々な活動に、対等な立場で共同参画することが必要です。特に、「女性活躍推進法」に基づく雇用分野における女性の参画拡大は、多様化する消費者ニーズへの対応を図る企業活動の活性化を通じた多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題です。そのため、事業所における主体的な取り組みが促進されるよう、学習機会の提供・情報提供等、啓発活動に取り組みます。

また、本市においては、市政の方針を検討する場である審議会等において、性別に偏りが無い委員構成による多様な視点の反映が必要であることから、平成30年2月に『南九州市審議会等への女性委員登用指針』を策定し、市の附属機関として設置されている審議会等の委員への女性の登用を積極的に推進してきました。

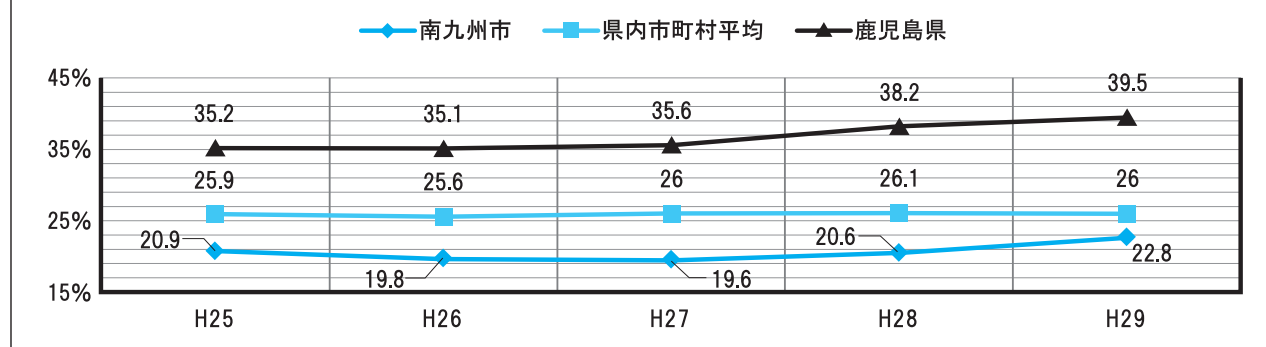
その中で、第1次男女共同参画基本計画において、審議会等の委員に占める女性の割合を30%以上とすることを目標として取り組んできたところですが、策定された平成20年度以降の女性の登用率は微増とはなったものの、目標には未だ届いていないため、今後も目標値を掲げ、その達成に向けた着実な推進に取り組みます。

さらに、地域活動においても多様なニーズに対応できるよう、男女の共同参画により女性をはじめ多様な人の視点を取り入れることは、地域の活性化を図っていく観点からも重要です。

そのためには、女性の参画拡大に向けた環境整備を進める必要があり、女性自身の意識改革とともに、女性が参加しやすく意見交換がしやすい場づくりに努める等の取り組みを行います。

そのほか、市における女性職員の登用推進、各種団体・組織等における女性の参画拡大に取り組みます。

審議会等における女性の登用率



(2) 農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大に向けた環境づくり

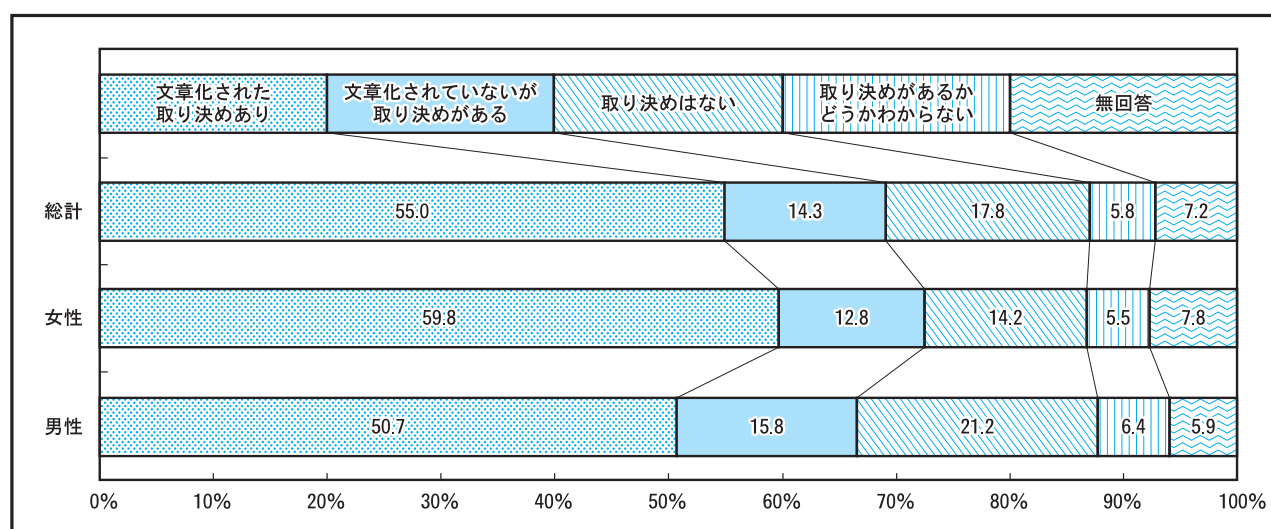
生産と生活の場を同じくする家族経営が多い農林水産業・商工業等の分野においては、その従事者である女性の果たしている役割が適正に評価されにくく、仕事と家事等、生活の両方で負担が大きくなっている状況が見られます。

また、経営に関しては、主に男性が中心となってきた慣行があり、これまでも男女が対等な立場で経営に参画できるよう制度の普及や啓発が進められてきましたが、より一層の取組が必要です。

このような家族経営における性別による固定的性別役割分担の状況が、農林水産業・商工業の分野における女性の参画に影響を及ぼしているため、女性の処遇改善に向けた啓発や、家族が互いに認め合い、生活と仕事に対等に参画する男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定^{*}締結の促進を図り、女性従業員の就業環境の整備を進める環境づくりに取り組みます。

●あなたが働いている場では、働く時間、給料、休業日や休暇、仕事の分担等についての取り決め（会社の就業規則、農業の家族経営協定等に類するもの）がありますか。

【平成30年度調査】 n = 433



「明文化にかかわらず何らかの取り決めがある」 = 69.3%

(3)女性リーダー等の人材育成にかかわる支援

社会のあらゆる分野における政策・方針の立案等，決定過程への女性の参画拡大を図るためには，女性自身が，主体的に活躍できるリーダーとしての力量を高めることが求められます。

女性の社会参画への意識啓発と能力開発に関する研修等を通じた人材の育成に取り組むとともに，このような研修等の機会を通じて，多様な分野の女性が，情報交換や交流を深める中で，個人としてゆるやかに繋がることができるよう，ネットワーキング*への支援を行います。

施策の方向① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
No.	具体的施策	内 容	担当課
20	市における施策の立案・事業の実施に当たって「男女共同参画の視点」の浸透を図る取組の推進	男女共同参画社会の形成の促進に直接的には関係しない施策も，結果として男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼす場合があるため，市のあらゆる施策の立案・事業の実施に当たって「男女共同参画の視点」の浸透を図ります。そのために，男女共同参画についての全庁的な理解を深める研修等を行います。	企画課 総務課
21	雇用の分野における女性の参画拡大を図る取組の促進	雇用の分野において，管理職への女性の登用を図る主体的な取組が促進されるよう，その大半を男性が占める経営者層への男女共同参画についての理解の浸透を図る学習機会の提供・情報提供等啓発に取り組めます。 また，女性の参画拡大に関する先進事例の情報を収集し，関係団体との連携を図り，事業所への情報提供を行います。	企画課 商工観光課
22	市における女性職員の登用推進	女性が幅広い職務経験を積むことができるよう女性の職域拡大と男女のバランスのとれた職員配置に配慮します。 また，女性の人材育成と登用を進めるため，政策立案に関わる研修の充実を図ります。	総務課
23	市の審議会委員等への女性の登用を進める取組の促進	定期的に審議会委員等の登用状況を調査し，改善方策等について検討を行い，関係機関や団体等に対して，必要に応じて女性の登用の推薦についての協力を要請します。 また，審議会委員等の公募制を取り入れ，委員の重複に留意し，幅広い分野からの積極的な登用を図ります。	関係各課
24	農林水産業や商工業分野における女性の参画拡大を図る取組の促進	農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大に向けた主体的な取組が促進されるよう，関係団体・関係機関との連携により，先進事例や男女共同参画に関する情報の提供，県・市等が実施する講座等への参加促進を図る働きかけによる学習機会の提供，相談対応に取り組めます。 また，農林水産業・商工業関係の女性団体の活動支援にかかわる取組を通して，女性の参画拡大への気運の醸成を図ります。	商工観光課 農政課
25	地域活動，各種団体・組織等における女性の参画を進める取組の促進	地域活動や各種団体，学校教育・社会教育の場におけるPTA活動等での固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善に向けた意見等が取り入れられるよう，役員への女性の積極的な登用を進める環境の整備を促進します。 また，各種団体等と連携した情報共有や女性自身の意識改革に繋がる取り組みの充実を図ります。	企画課 農政課 学校教育課 社会教育課 関係各課

施策の方向② 農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大に向けた環境づくり			
No.	具体的施策	内 容	担当課
26	経営への女性の参画を促進する就業環境整備の促進と人材育成	農林水産業や商工業等の自営業においては、就業と生活の場を同じくする家族経営が多いことから、女性が能力を発揮し、男性とともに対等なパートナーとして経営に参画できるよう、固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し、学習機会の提供及び情報提供等の啓発に関係機関・団体等と連携して取り組みます。	商工観光課 農政課 農業委員会事務局
27	男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定の普及と締結の促進	出産や育児休業に関する項目を定める家族経営協定の促進等、農林水産業や商工業の自営業に従事する人の職業生活とそれ以外の生活の両立支援に繋がる制度の推進を図ります。	商工観光課 農政課 農業委員会事務局
28	農林水産業の女性による起業・コミュニティ・ビジネス等の支援	農林水産業への新規就業希望者を支援する制度の充実を図るとともに、それらの制度や経営、技術、農地等に関する情報を提供します。	商工観光課 農業委員会事務局
29	女性が農業経営に参画する機会の確保及び就業環境整備と人材育成	農林水産業において、女性従業者が生き生きと働き、能力が発揮できるよう、農業委員を対象とした男女共同参画についての研修の機会を提供します。 また、女性が経営等に参画する機会を確保するため各団体と連携して、経営管理等についての研修を開催し、さらには農業経営士や認定農業者の育成に努めます。	農政課 農業委員会事務局 商工観光課
施策の方向③ 女性リーダー等の人材育成にかかわる支援			
No.	具体的施策	内 容	担当課
30	女性の能力開発及びネットワークの構築とネットワークワーキングへの支援	商工会等の関係機関と連携して、起業にあたっての知識を習得する学習機会や起業を支援する制度等の情報を提供し、女性が自らの力を発揮するための研修等を充実させます。	商工観光課 関係各課

重点的に取り組むこと 4

男女共同参画による地域コミュニティづくりの推進

《現状と課題》

(1) 地域活動での男女共同参画の意識啓発

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である「地域」が重要な役割を果たします。

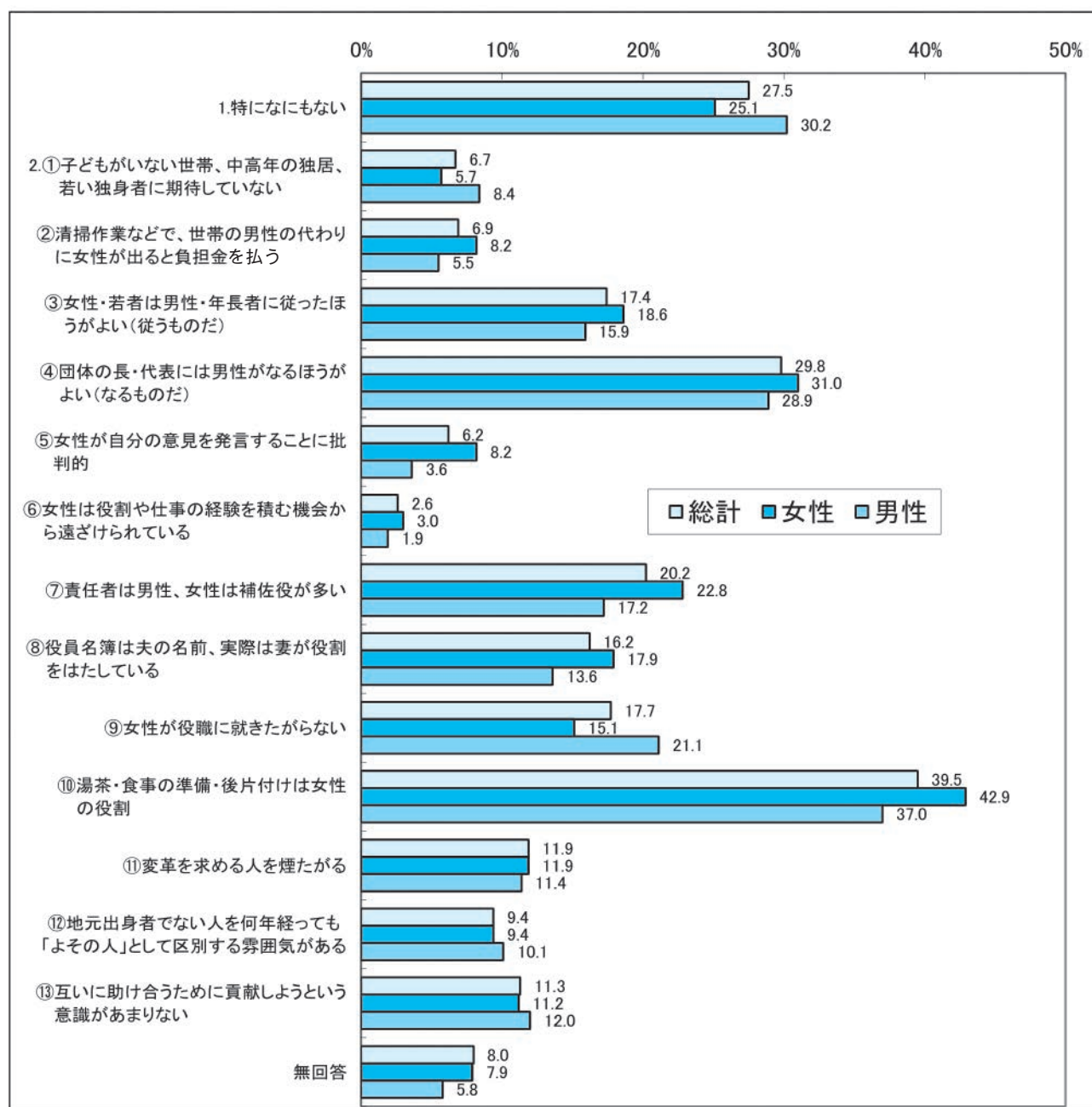
市民意識調査によると、自治会活動等の女性の参加については女性が男性より20%程度少なくなっているとともに、各団体の長や役員といった責任のある役割も、男性が担うことが多く、地域活動やその意思決定の場への女性の参画は十分であるとは言えない状況です。

地域活動等への参画には、市民一人ひとりがこれまでの意識や活動のあり方を見直し、男女共同参画の意識を持つことが必要です。

従って、性別や年齢にかかわらず多様な市民が地域活動に参画し、地域での様々な課題に取り組む中で、方針を決定する過程への女性の参画と、女性が活躍できるような仕組みづくりを確立するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなる工夫を検討していきます。

●あなたが住んでいる地域では、次のような雰囲気や慣習がありますか。

【平成 30 年度調査】 n = 742



(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災活動の促進

防災の分野に関しては、どちらかといえば男性が中心となって担ってきた側面がありますが、災害による被害は性別に関わらず全ての人に及び、その影響は、性別・年齢・障がいの有無・生活状況の違いにより異なります。

東日本大震災以降、災害に対する意識が高まる中、防災についても女性・男性双方の視点から考えていくことが重要視されており、本市においても、男女が共に自らの地域の防災を担う、防災に備える活動への男女の共同参画を促進するために、誰もが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動のありかた等を検討する必要があります。

また、災害時には、平時の固定的性別役割分担意識が強化される傾向にあるため、防災分野への女性の参画を促し、防災活動時や災害時の避難所運営等において、自助、共助、公助の協働による役割分担の中で、男女共同参画の視点を取り入れた取り組みとなるよう働きかけを行います。

施策の方向① 地域活動での男女共同参画の意識啓発			
No.	具体的施策	内 容	担当課
31	男女共同参画の視点に立った人々の安全・安心に係る活動の推進	地域における防犯活動や子育て支援・高齢者見守り等、地域住民の「共助」が要請される地域課題に対応するため、自治会や地区公民館で行う地域自治コミュニティ構築に向けて、そのあり方について男女共同参画の視点が反映されるよう研修の開催や情報提供等に努めます。地域内の安全安心を図る情報伝達方策として市内全域の計画に基づいた高速通信が可能な基盤整備を実施します。	企画課 防災安全課 中央公民館 長寿介護課
32	「男女共同参画の視点」と「協働」の手法を活用した地域づくりに関する学習の推進	多様化・複雑化する地域課題解決に向けた地域づくりには、「男女共同参画の視点」と「協働」の手法の活用が必要です。また、地域づくりを担う主体として重要な自治会やNPO等における地域づくりのリーダーの養成も重要な課題です。そのため、県・関係機関・団体等と連携・協働し、地域づくりに関する研修の実施等、学習機会の提供に取り組みます。	企画課 関係各課
33	地区公民館・自治会等、地域に根ざした組織の地域活動における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る組織の推進	地区公民館・自治会等における方針決定過程への女性の参画の拡大を図るため、固定的性別役割分担意識に基づく運営や活動のあり方等の慣行の見直しに向け、ターゲットを絞った啓発や、地域への学習の機会を提供し、意識啓発を図ります。また、地域活動への参加者等が話し合いに参加しやすい環境づくりに努めます。	企画課
施策の方向② 男女共同参画の視点を取り入れた防災活動の促進			
No.	具体的施策	内 容	担当課
34	地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取り組みの推進	地域の防災向上を図るため、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に向け、男女共同参画担当部署との連携を図りながら、地域防災に関する対策・方針決定過程及び自主防災組織への女性の参画の推進を図ります。また、男性・女性、子育てをしている等、多様な被災者のニーズに配慮する男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営に努めます。	福祉課 防災安全課 企画課

■重点的に取り組むこと 5

●男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

《現状と課題》

(1) 暴力を許さない社会の意識づくり

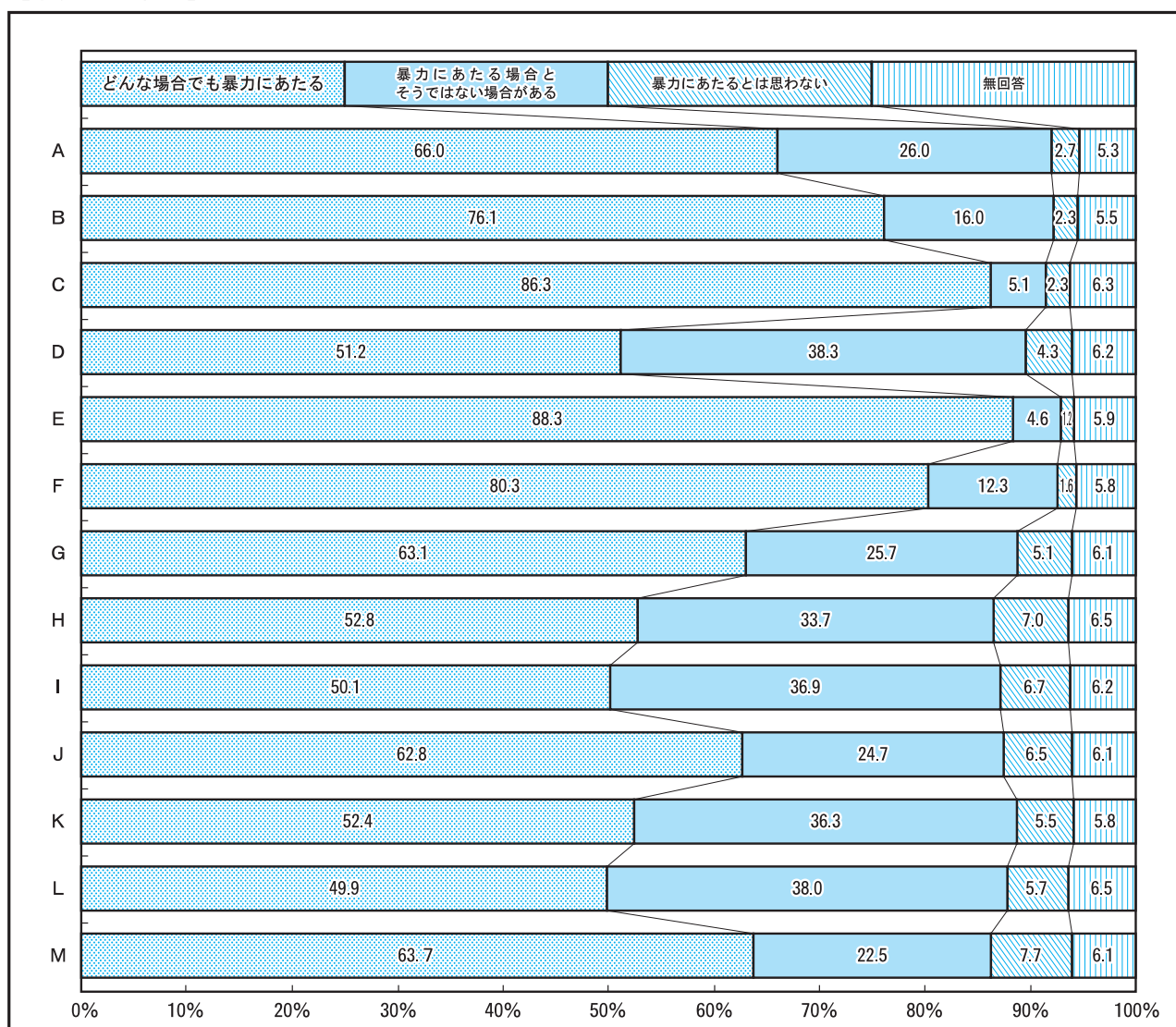
配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。)), セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）等の多様化しているハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等、性別に起因する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

これらの暴力の背景には、男女の不平等な関係、女性に対する差別意識等に基づく支配・被支配の関係性が根強くありますが、それらを防止していくためには、男女の人権を尊重し、“個人の尊厳を傷つける暴力は許さない”という意識を社会全体で共有することが重要です。

配偶者等に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、子どもが育つ家庭環境においては、配偶者等に対する暴力や暴言が、子どもに著しい心理的外傷を与える言動は児童虐待に当たること等、DVについての正しい理解を広げていくために、広報・啓発に取り組みます。

●あなたは次のようなことが親しい男女（夫・妻、事実婚のパートナー、恋人、元配偶者、元パートナー、元恋人）の間で行われた場合、それを暴力だと思われますか。

【平成30年度調査】 n=742



- A 平手で打つ
- B 足で蹴る
- C 身体を傷つける可能性のあるものでなぐる
- D なぐるふりをして、おどす
- E 刃物などを突きつけて、おどす
- F 嫌がっているのに性的な行為を強要する
- G 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

- H 何を言っても長期間無視し続ける
- I 交友関係や電話を細かく監視する
- J 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」とか言う
- K 大声でどなる
- L 常に命令口調で話す
- M 家に生活費を入れない

(2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援する基盤づくりの推進

DVは、あまりに日常的な要素があることから気付きにくく、個人の問題として表面化しにくいところに問題の深刻さがあります。

市民意識調査の結果では、DVを受けたときの相談の有無について、「相談しなかった」方の割合が49.2%となっていることから、被害者が潜在化していることが想定されます。また、配偶者以外の交際相手からの暴力とその被害者の保護のあり方についても、2013（平成25）年に改正が行われ、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力及びその被害者に限定されていた適用対象が、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されています。

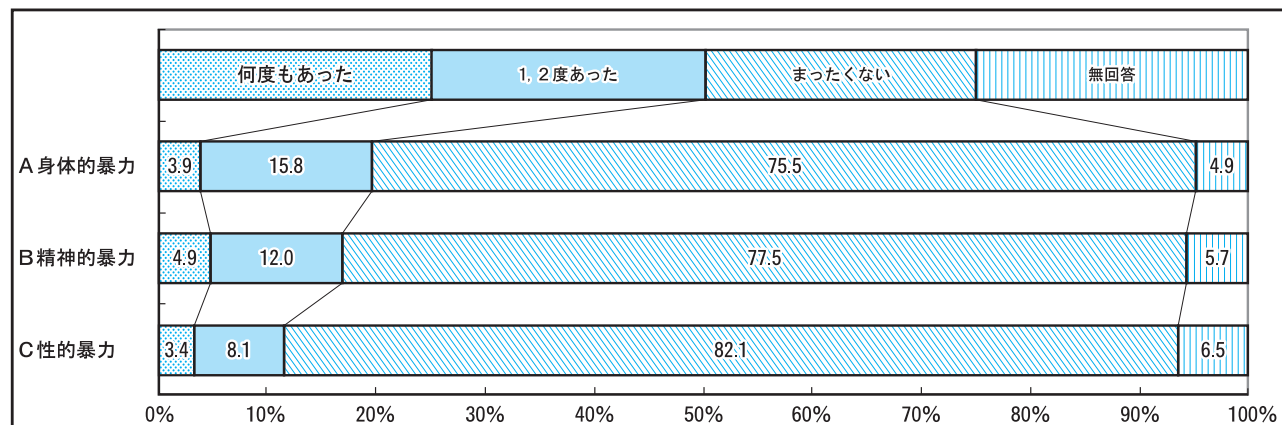
しかしながら、同居していない場合は依然対象外であることや、デートDV※被害者の保護をどうするか等、大きな課題もあることから、未然に防止するためにも、DVの加害者にも被害者にもならないように若年層を対象とした予防啓発が必要となります。

これらのことから、DV根絶に向けて、啓発活動を更に充実させるとともに、被害者が相談しやすい体制づくりや、DV被害者の保護と自立支援等に取り組み、さらに関係機関等と連携・協働を図ります。

併せて、DVの相談窓口や相談体制等については、市民への周知自体が啓発にも繋がり重要となってくることから、確実な周知に取り組めます。

●あなたはこれまでに、あなたの配偶者・パートナー・恋人（元配偶者・元パートナー・元恋人も含む）から次のようなことをされたことがありますか。

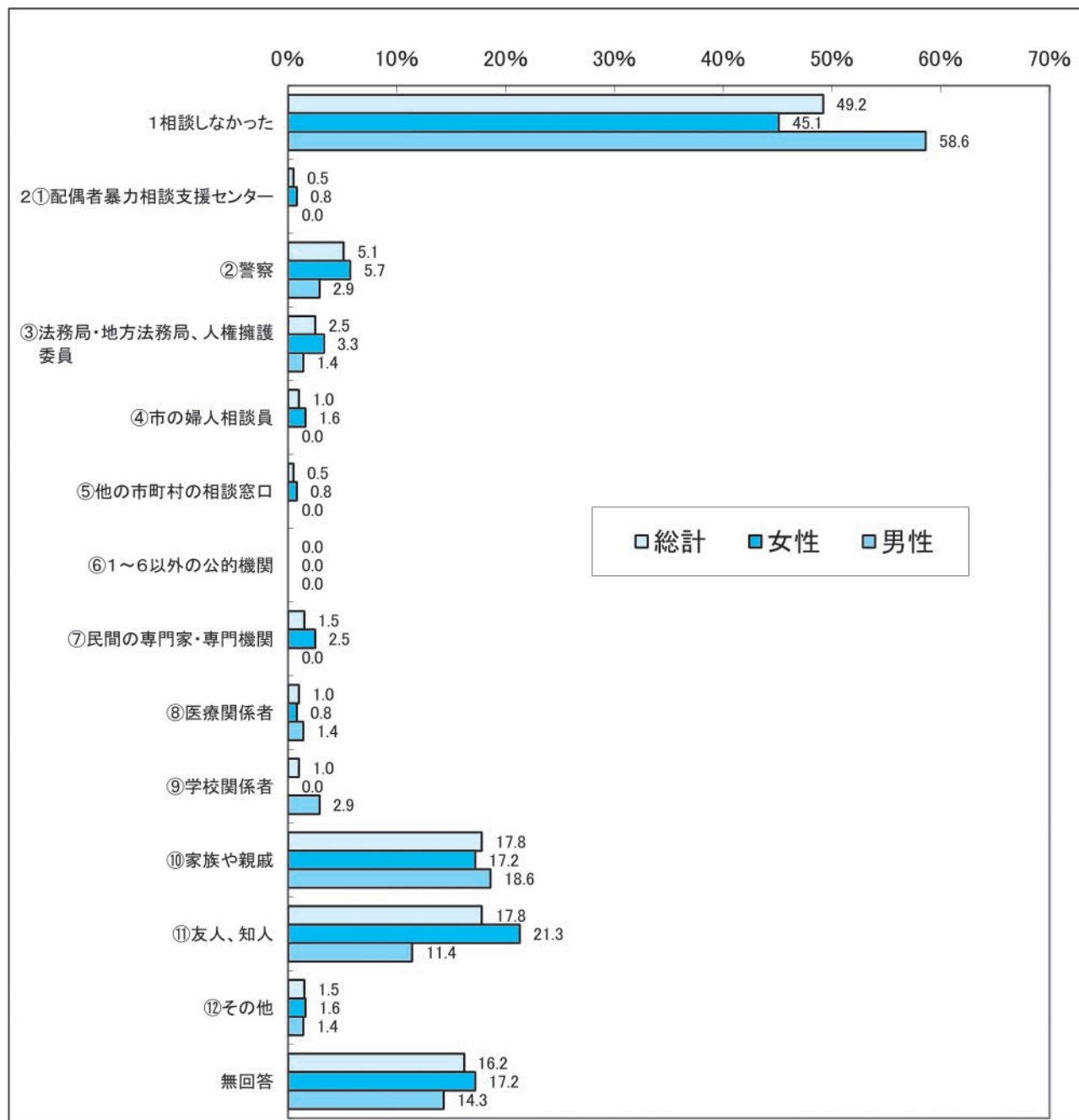
【平成30年度調査】 n=742



「経験等がある方」：A 身体=19.7%、B 精神=16.9%、C 性的=11.5%

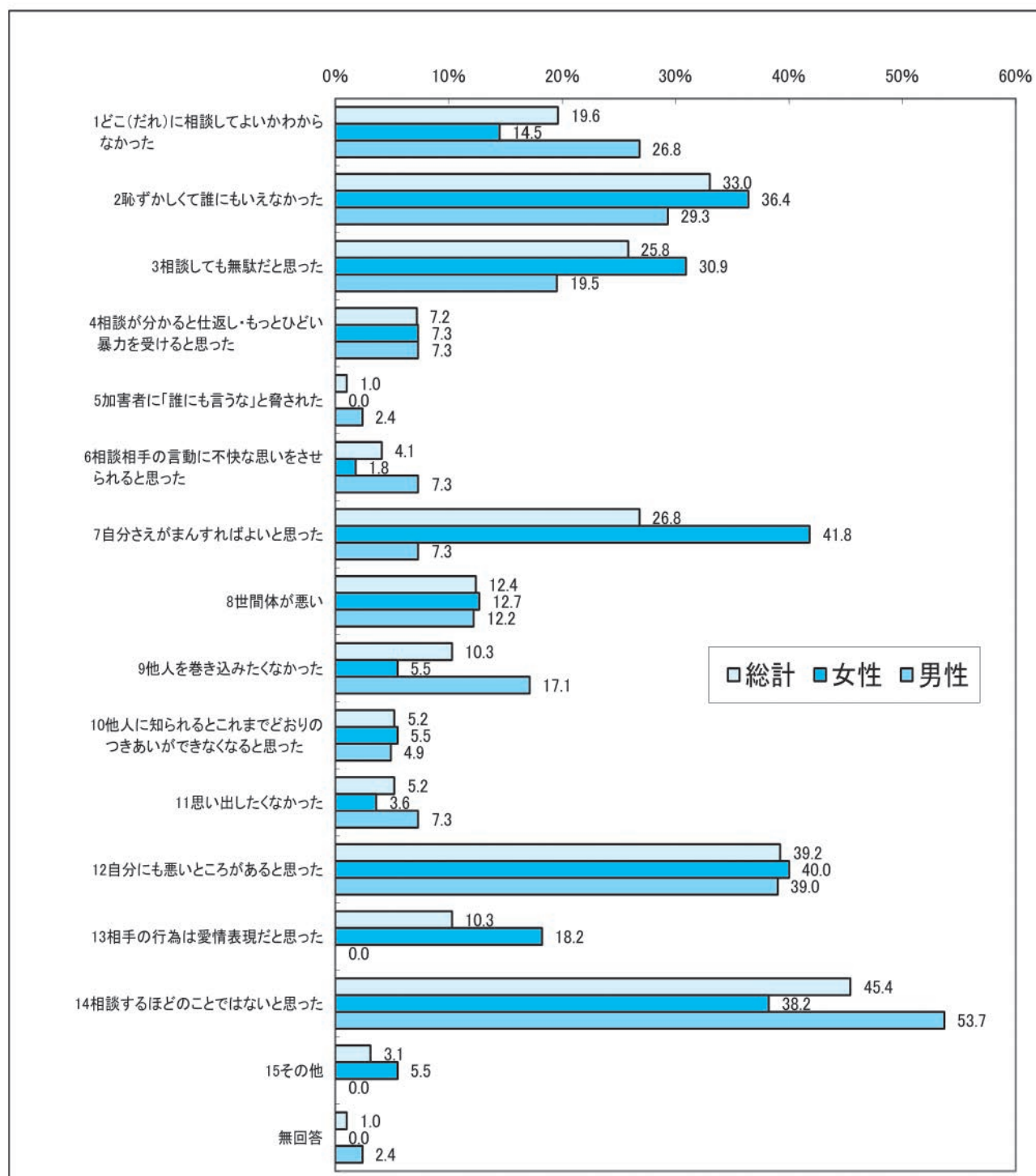
●あなたは身体的・精神的・性的暴力を受けたことを、だれかに打ち明けたり相談したりしましたか。

【平成 30 年度調査】 n=197



●どこにも、誰にも相談しなかった（できなかった）のはなぜですか。

【平成 30 年度調査】 n=97



(3) 性犯罪・ストーカー行為・ハラスメント等への対策及び被害者支援

性犯罪やストーカー行為、ハラスメント等の被害者を精神的・身体的に追い込むこれらの行為は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決してあってはならないことです。

これらの行為の背景には、男性優位の慣行や女性を性的対象物としてみる意識等の偏見、経済力の格差等、社会における構造化された男女の不平等な関係が反映されています。

また、これらの行為が与える影響は、女性の職業生活における活躍を妨げるだけでなく、深刻な少子化、労働力確保の状況等、社会や経済にも及び、男女の人権が尊重され多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因となっています。

そのため、これらの行為を未然に防止するために、一人ひとりが相手の立場や身体的な特性を理解し尊重する言動を心掛けるとともに、社会全体において“女性に対するこれらの行為は犯罪となる場合もある重大な人権侵害である”という認識の浸透を図るさらなる周知の強化に取り組みます。

施策の方向① 暴力を許さない社会の意識づくり			
No.	具体的施策	内 容	担当課
35	暴力を容認しない意識の醸成	女性に対するあらゆる暴力は、基本的人権を侵害する行為であり、その背景には性別に起因する偏見・差別等、社会環境によって作り出されていく人権に係る諸問題があるため、人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さない意識の醸成を図ります。また、子どもの頃から暴力を許さない価値意識の醸成の取り組みと問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションを身につける必要があります。その成長過程にかかわる人の影響も大きいことから家庭・学校・職場・地域等、あらゆる分野における暴力に焦点を当てた人権に対する教育・学習と広報・啓発活動に取り組みます。併せて、若者が当事者となりやすい性犯罪や交際相手からの暴力（デートDV）の予防・防止に向けた教育・啓発にも取り組みます。	企画課 市民生活課 学校教育課 社会教育課 関係各課
施策の方向② 配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援する基盤づくりの推進			
No.	具体的施策	内 容	担当課
36	「南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的施策の推進と関係機関、団体等の連携強化	配偶者等からの暴力は、依然として個人的な問題として捉えられる傾向にあり「どこにもだれにも相談していない」被害者の潜在化が課題です。そのため「南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に総合的に取り組み、関係機関・団体等との連携の強化を図ります。さらに、適切・迅速に相談から保護へと繋がるよう関係法令や相談窓口の広報周知に取り組みます。	企画課 学校教育課 社会教育課 市民生活課 防災安全課 消防署 福祉課 関係各課
37	安心して相談できる相談体制の充実	相談の質の向上を図り、多様な相談ニーズに対応するため、関係課、支援関係機関・団体等との速やかな連携が図られるよう研修の実施や体制の整備に取り組みます。また、相談者へのより良い支援が行えるよう相談員の安全・ケアに配慮します。併せて相談窓口や相談体制の周知に努めます。	企画課 関係各課

38	被害者の安全を確保する対応と心身の回復と自立への支援及び家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関等との連携により一時保護施設への入所等の適切な保護を行うとともに、被害者の関係者や支援者の安全確保に努めます。さらに、被害者が心身の健康を回復するため、関係課・機関、配偶者暴力相談支援センター等が連携して専門的ケアを受けられるようにするとともに、被害者の自立した生活を支援するための就業、住宅の確保や諸支援制度の利用等を支援します。また、子どもが育つ家庭環境に配偶者等に対する暴力が存在することは、児童虐待にあたり、子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。配偶者等に対する暴力によって心理的外傷を受けている子どもを早期に発見し、関係機関と連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。	企画課 福祉課 学校教育課 市民生活課 健康増進課 建築住宅課
施策の方向③ 性犯罪・ストーカー行為・ハラスメント等への対策及び被害者支援			
No.	具体的施策	内 容	担当課
39	性犯罪やストーカー被害者への適切な対応	生活の平穏を害し、個人の尊厳を傷つける性犯罪・ストーカーの被害者に対しては、関係機関との連携を図り、本人の安全確保を最優先とし、被害者の立場に立った迅速・適切な支援を行います。	企画課
40	ハラスメント等の防止に向けた啓発や情報提供	セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントは、個人的問題として矮小化され、潜在化する傾向にあります。男女の上下関係や力関係等、男女が置かれている状況を背景とした社会の構造的問題であるという理解を広め、その防止啓発や被害者支援等の取り組みを総合的に推進します。	総務課 企画課

■重点的に取り組むこと 6

●すべての人の生涯を通じた健康支援

《現状と課題》

(1) 生涯を通じた男女の健康の包括的な支援

市民一人ひとりが仕事や家庭、地域活動等の様々な場において、その個性や能力を発揮しながら快適で自立した生活を送るためには、自分自身の心身の健康について適切な知識を持ち、健康を維持できることが重要です。

心身の状況は、ライフサイクルを通じて変化しますが、特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期等、人生の各段階において男性とは異なる健康上の問題に直面するため、妊娠・出産・育児期における健康支援、女性特有のがんや骨粗しょう症の早期発見・予防に向けた、より一層の取組の充実を図ります。また、女性特有の疾病は、行政情報が届きにくい若い世代でも罹患が見られること等を踏まえ、健康に関する啓発、相談しやすい窓口対応、誰もが健康支援に関する情報やサービスにアクセスできる体制の充実を図ります。

一方、生活習慣病や喫煙・飲酒が関係する疾病は男性に多く見られるとともに、その心身の健康には、生活面や社会的な関わり等も関係していることから、男性の健康支援については、長時間労働者が多いことや、女性に比べて自殺者が多いこと等の状況に注視していく必要があります。

社会情勢が目まぐるしく変化する今日、ストレスや不安感を抱える人が多くなっています。

生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、何よりも市民一人ひとりが、普段の生活の中で睡眠や休養に気を配り、自らの健康状態を確認し、主体的に健康の維持・管理を行うことが必要であることから、健診（検診）に関する啓発や受診しやすい体制の充実を図る等、市民の健康づくりへの取り組みを推進します。

(2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[※]に関する意識の普及啓発

男性も女性も、互いの性を十分に理解し合い尊重し合って生きていくことは、豊かな関係を築く基本となる大事なことです。

特に女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっており、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{※1}」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえた支援が必要です。また、「女性が、生涯を通じて、安心・安全な性生活と健康を享受できることは、女性の尊厳に関係する」という理解が、依然として社会全体に浸透していないため、女性の性についての無理解や偏見、男女の性の不平等が要因となり、望まない妊娠や性犯罪の被害者となる女性が多くなっています。

このような状況を踏まえ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念について、言葉自体を知らない、理解していない人が多いことから、正しい理解を深めるための普及啓発に取り組むとともに、不妊等に悩む人の支援、母子保健に関するきめ細やかな取り組みをより一層推進する等、男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みを総合的に推進します。

また、子どもの頃からの性や健康に関する正しい知識の普及に努め、思春期の性の悩みや HIV、性感染症等について正しい理解に基づいて行動がとれるよう、教育機関と連携した情報提供と学習機会の提供の充実を図ります。

※1 「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ ヘルス／ライツ）」

女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利。平成6年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された考え方で、男女が共に持つ権利であるが、とりわけ女性の重要な人権とされている。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足の行く性生活、安全な妊娠・出産等が含まれる。

施策の方向① 生涯を通じた男女の健康の包括的な支援			
No.	具体的施策	内 容	担当課
41	男女の身体的違いやニーズを踏まえた心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供及び健康づくり支援	思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、人生の段階に対応した適切な健康の保持増進ができるよう、男女共同参画の視点に立った健康に関する知識や食生活改善の普及と相談環境づくりに努めます。また、予防体制や各種検診充実に努め、受診向上に向けた啓発を推進します。健康づくりについては、各種スポーツ・レクリエーションに関する情報収集・発信に努めながら、市民が主体的に参加する各種スポーツ教室等を開催します。女性が働きやすい雇用環境の改善としては、生理休暇・更年期障害休暇・妊娠中・出産後の健康問題等に適切に対応してもらえよう事業主等への広報・啓発に努めます。	健康増進課 農業委員会事務局 農政課 保健体育課 建築住宅課 企画課
42	男女のニーズに応じた健診（検診）の環境整備	医療機関やその他の健診機関と連携を図り、性差を考慮した受診しやすい環境の体制づくりに努めます。	健康増進課
43	男女の生涯を通じた健康づくりのための、運動習慣の定着と指導者の育成	保健師、看護師、管理栄養士、社会福祉士等の専門の職員が、男女共同参画の視点から業務ができるよう研修機会を提供します。地域の健康づくりリーダーとして、食生活改善推進員や保健推進員が男女共同参画の視点で活動できるよう養成します。	健康増進課 企画課
施策の方向② リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の普及啓発			
No.	具体的施策	内 容	担当課
44	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての概念の普及啓発	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努めます。学校教育では、「性と生殖に関する健康と権利」の概念を基盤とした教育の充実に努めます。	企画課 学校教育課
45	妊娠・出産期における健康管理の充実や不妊治療に対する支援の充実	地域の現状と課題に即した母子健診、育児相談、健康教育、家庭訪問等の保健事業を行うとともに、各種健診・検診の受診率向上に努めます。不妊治療に対する助成や妊婦を対象に異常の早期発見、早期治療のために県内の医療機関に委託し、健康診査を実施します。住民に身近な場で子育ての見守り・支援を行う母子保健推進員が、男女共同参画の視点から活動できるよう養成します。	健康増進課 企画課
46	性に関する正しい知識の普及	正しい知識を持って感染を予防し、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう、若い世代からの啓発活動を進めます。また、保健センターや学校において、相談業務に携わる者が、男女共同参画の視点から業務ができるよう研修機会を提供します。	健康増進課 学校教育課

■重点的に取り組むこと 7（南九州市多文化共生推進プラン）

●すべての人が安心して暮らせる男女共同参画の視点を踏まえた環境の整備

《現状と課題》

(1) ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

ひとり親家庭は、経済、子育て・教育、健康面等、生活上の困難を複合的に抱える状態におかれる傾向があり、特に、母子家庭では、生活の安定の基盤となる経済面において厳しい状況がみられます。また、父子家庭においても、二人親世帯に比べて所得が低い傾向にあり、このような状況には、ひとり親家庭において仕事と家庭の両立が難しいことが影響しています。

そのため、経済的自立を図る就業支援等の個々の状況に応じた総合的な支援に取り組めます。

また、相談しやすい窓口の充実や相談員の育成にも努め、複合的な困難に応じる相談体制の充実を図ります。

(2) 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

高齢化が進み、高齢者の介護の問題は、家庭だけでなく地域でも深刻な問題となっています。本市においても、要介護高齢者の数は増加しており、要介護状態の重度化も進むため、介護負担は極めて大きなものとなることが予測されます。また、一人暮らしの高齢者が増加する中、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響により、女性の場合、相対的に貧困の状態に置かれやすく、男性の場合、地域から孤立する状態に陥りやすい傾向がみられます。

高齢化の状況は、障がいのある人の高齢期にも及び、障がいがあることに加えて加齢による困難にも直面することになります。

このような状況を踏まえ、男女の身体的特徴や性別によるニーズに配慮した高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくりに取り組むとともに、男女ともに尊厳をもって自立した生活が送れるよう、その高齢期を見通し、一人ひとりが若い時期からの自立への意識を培う取り組みを行います。

また、今後、増加する多様なニーズに応えるために、高齢者や障がいのある人の地域での生活支援や家族介護者の負担を軽減するためのサービスの充実に向けて、関係機関と連携した支援を充実するとともに、仕事と介護との両立についての事業所等への働きかけ等に取り組めます。

併せて、民間企業等への障がいのある人の就労における「合理的配慮」についての周知及びその提供の促進に努めます。

(3) 貧困等の生活上の困難に直面する若者等の自立に向けた支援

高齢化や雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化等の中で、貧困等の生活上の困難な状況が広がっています。中でも、高齢単身女性や母子世帯、障がいがある女性、外国人である女性等の生活上の困難な状況には、複合的差別を受けていることの影響が見られます。

また、中途退学者や未就職卒業者、フリーターを含む非正規雇用で働く若者やニート・ひきこもり等、生活上の困難な状況にある若者も増加しています。

このように、性別・年代を問わず、生きること、生活すること等の生活上の困難を抱えている人の生活の安定と自立に向けて、民生委員等との連携により、一人ひとりの実情にあった切れ目の無い支援に取り組みます。

(4) 多文化共生社会の視点に立った男女共同参画の推進（南九州市多文化共生推進プラン）

国際化が進む現在の状況において、諸外国の文化に触れることによって、多様な価値観を受け入れ、お互いの人格を尊重する国際的な視点に立った男女共同参画社会の実現が必要とされています。

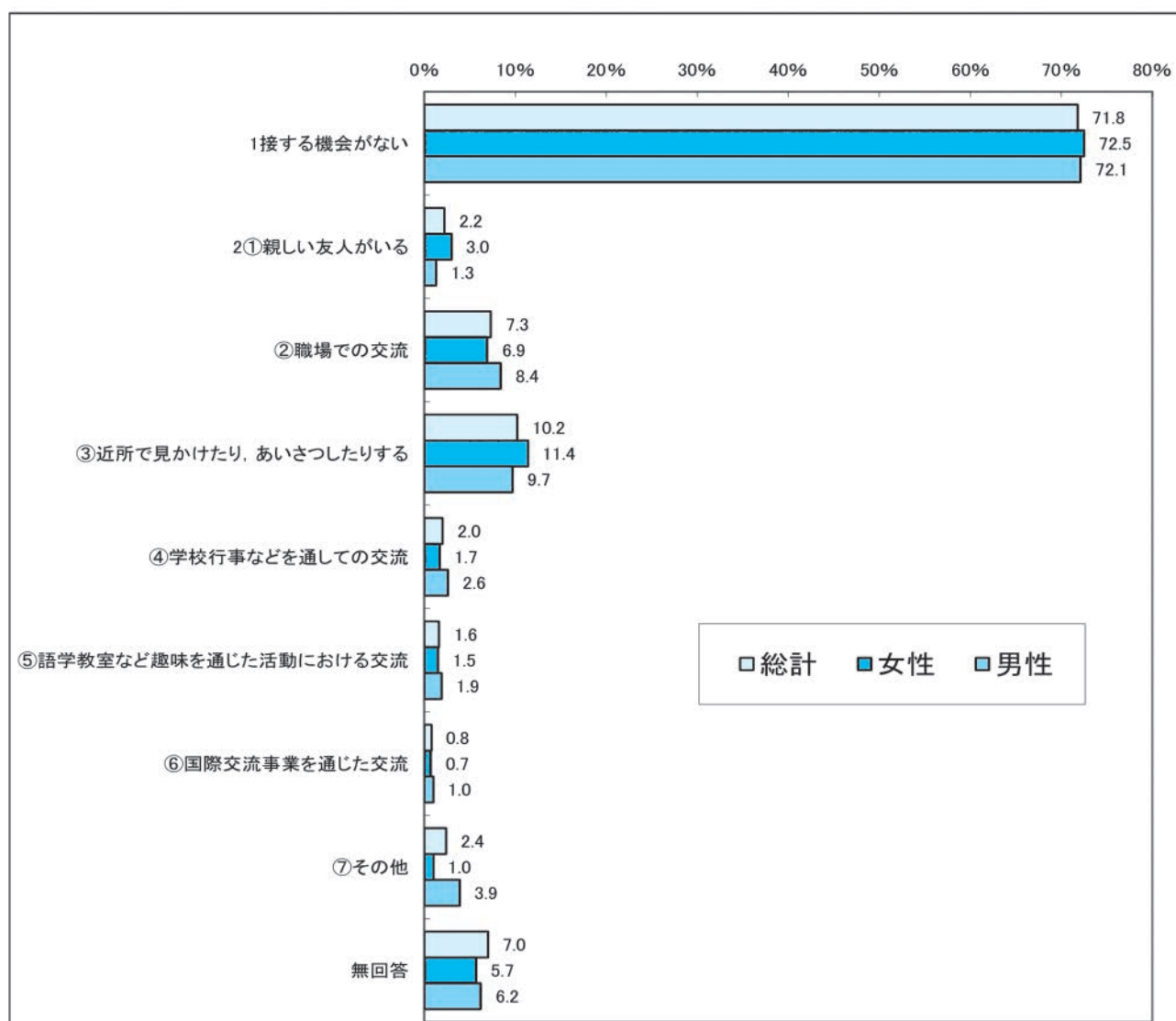
しかし、本市ではこれまで外国人と接する機会が少ないこと等から、多文化共生社会についての理解及び機運の醸成が十分ではありません。

また、本市在住外国人は、技能実習制度等の活用により、年々増加の一途をたどっていますが、言葉の壁等から地域社会をはじめとする様々な場での参画も十分とはいえない状況です。

従って、同じ地域の構成員として、お互いの違いを認め合いながら対等な関係を築き、多文化交流の実施等により社会参加を促す多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。

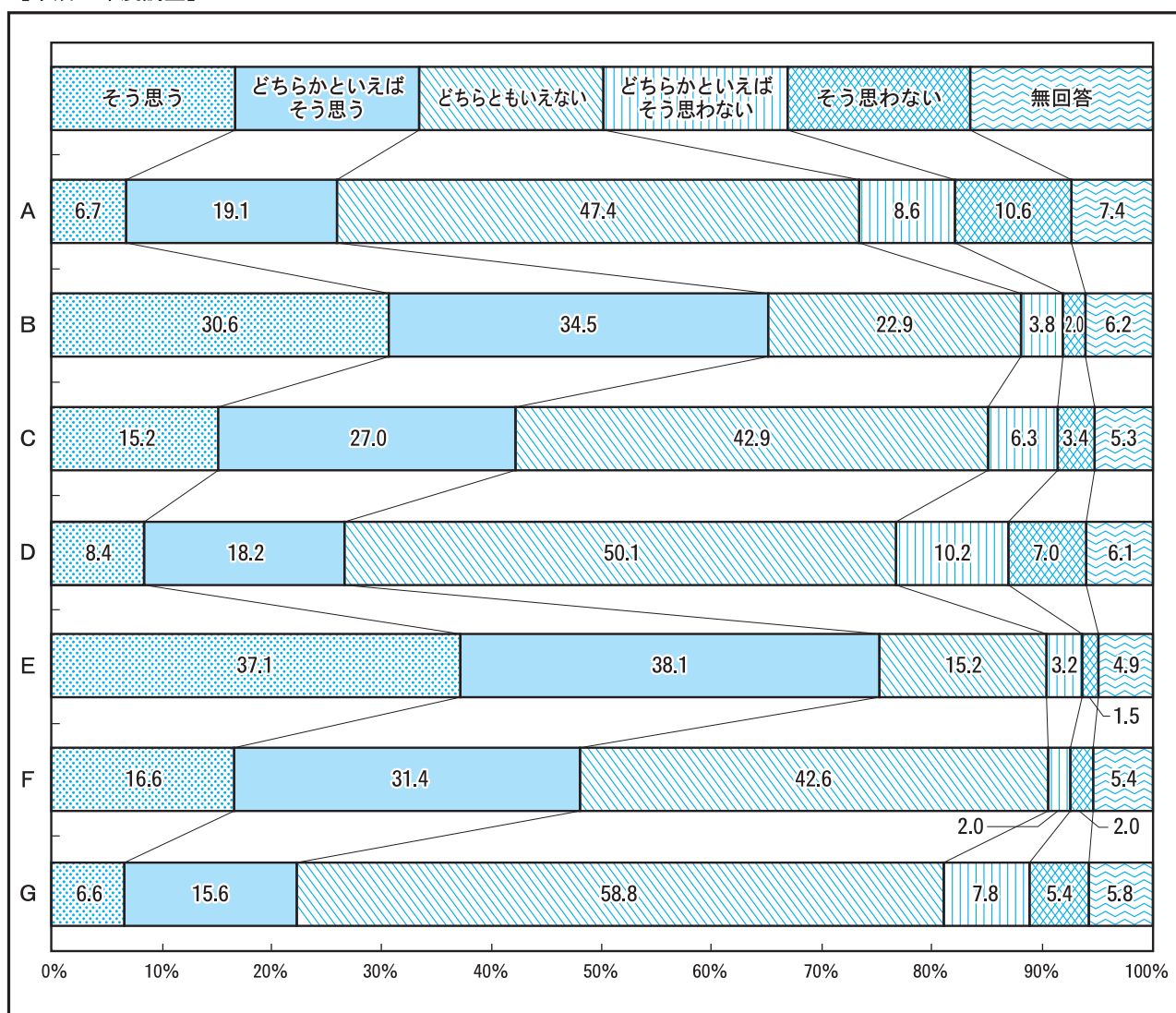
●あなたは日常生活で外国の方と接する機会がありますか。

【平成 30 年度調査】 n = 742



●あなたは次のA～Gについてどう思いますか。

【平成30年度調査】 n=742



- A 外国人に親しみを感ずる
- B 南九州市に来る外国人観光客が増えることは好ましいことだ
- C 南九州市で働く外国人が増えることは好ましいことだ
- D 隣近所に住む外国人が増えることは好ましいことだ
- E 日本に住む外国人は日本の習慣、ルールを守って生活するべきだ
- F 南九州市役所は多文化共生の地域づくりを積極的に取り組むべきだ
- G 南九州市は外国人にとって生活しやすいまちだ

(5) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援の充実

男性も女性も、就労の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向け、子育てや介護を社会全体で支援する環境づくりがますます重要となっています。

また、核家族世帯の増加やひとり親家庭の人口に占める世帯割合の増加、地域における人間関係の希薄化等により、育児等の援助を身近に求めることが難しく、不安や困難を抱えている家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、介護に関する情報共有の場や相談窓口の充実、事業所等への介護に関する情報提供を積極的に行うとともに、子育てや介護支援に係るニーズを把握し、その負担軽減に向けた環境整備とサービスの充実に取り組みます。

施策の方向① ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり			
No.	具体的施策	内 容	担当課
47	ひとり親家庭等への生活支援及び自立支援	ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面等で生活上の困難や課題を抱えやすく、仕事と家庭の両立も難しいこと等から、個々の状況に応じた子育て、就業、経済面等の総合的な支援に取り組みます。また、ひとり親家庭等の自立を促進するため、就業や各種助成等についての情報提供、助言・支援を行います。また、相談しやすい窓口の充実や相談員の育成にも努めます。	福祉課 健康増進課 学校教育課
施策の方向② 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり			
No.	具体的施策	内 容	担当課
48	高齢者の就業促進の支援	高齢者等の生活の安定と自立を支えるために、シルバー人材センター等の関係機関と連携して就業に関する支援を行うとともに、「高齢者雇用支援月間」のPR等を通して事業所への啓発を進めます。	長寿介護課 商工観光課
49	性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した高齢者の自立に向けた生活支援	高齢者の就業に関する情報提供、事業所への啓発、自立支援の諸事業を実施します。コミュニティバスについては、地域と連携し利用促進に努めます。男女共同参画の視点に立った在宅福祉アドバイザーを育成しながら高齢者サロンの設立促進と運営サポートを図ります。	長寿介護課 健康増進課 企画課 商工観光課 社会教育課
50	男女の身体的特徴や性別によるニーズに配慮した介護等に係る取り組み等、人権を尊重する介護の質の向上の促進	介護する人・介護される人の多様なニーズに対応するため、様々な介護サービスが利用できるよう関係機関と連携を図りながら、男女共同参画の視点に立って支援・相談を行うことのできる人材を育成します。介護者同士の交流の場を設け、介護に関する孤立化や不安を解消するため、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とした各種サービスの充実を図ります。これらをサポートするため男女共同参画の視点に立った介護マネジメント業務ができるよう関係職員への研修を実施します。	長寿介護課

51	障がいのある人の性別によるニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	障がい者の生活の安定と自立を支えるために、ハローワークや県障害者職業センター等の関係機関と連携して就業に関する支援の情報提供、事業所への啓発、自立支援の給付を実施します。多様な人が自らの意思で社会参画し、自立できるよう、公共空間でのバリアフリー・ユニバーサルデザイン*を推進します。	福祉課 商工観光課 都市計画課 建築住宅課
施策の方向③ 貧困等の生活上の困難に直面する若者等の自立に向けた支援			
No.	具体的施策	内 容	担当課
52	困難な状況にある若者等の自立に向けた切れ目の無い支援と若者の自立に向けた力を高める取組の推進	中途退学者や未就職卒業者、フリーターを含む非正規雇用で働く若者やニート・ひきこもり等の困難な状況にある若者が増加している中、それらの若者等が、就業等の自立に向けて社会生活を円滑に営むことができるよう関係機関・団体等の連携により、一人ひとりの実情にあった切れ目の無い支援に取り組みます。子育て世代においては、子育て支援情報を把握し、ホームページや広報紙に留まらず、学校教育、社会教育や保健センターの各種健康診査の時に情報提供する等、多様な方法での情報提供に努めます。	関係各課 福祉課 健康増進課 企画課 社会教育課 教育総務課
施策の方向④ 多文化共生社会の視点に立った男女共同参画の推進			
No.	具体的施策	内 容	担当課
53	多文化共生の視野を育てる国際交流の推進	国際化が進んだ現代において、多文化を理解し、国際的な視点に立った男女共同参画社会の実現は不可欠です。南九州市国際交流協会をはじめとした関係機関との連携を一層深め、多文化共生社会の実現と、国際性豊かな人材育成に努めます。	企画課 学校教育課
54	地域に暮らす外国人が生活しやすい環境づくりの推進	多文化共生社会の実現に向けて、関係課や団体と連携を図りながら、地域の一員として在住外国人が生活しやすい環境づくりを進めます。	関係各課 企画課 商工観光課
施策の方向⑤ 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援の充実			
No.	具体的施策	内 容	担当課
55	地域社会全体で子育てや介護等を支える取組の促進	経済的・生活的自立に関して、教育・学習機会の充実に図り、若年期からの生活の安定と自立を見据えた生活設計についての啓発を図ります。子育てや介護を地域で担っていくために、地域の多様な立場にある人が参加しやすい子育てや介護に関わる講座・研修の開催に努めます。	学校教育課 福祉課 健康増進課 長寿介護課

第5章 計画の推進体制

私たちが目指す男女共同参画社会を実現するためには、市や市民等が協働し、家庭・地域・職場・学校等、社会のあらゆる場で、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

1. 計画の推進体制

① 庁内推進体制

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、人権、教育、子ども、健康、福祉等、施策内容が多岐にわたっています。市の政策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させていくとともに、関係各課との連携により総合的な取り組みを行います。

・ 南九州市男女共同参画推進会議

② 計画の評価と進行管理体制の整備

計画の進行管理及び評価については、庁内関係各課及び推進会議によるほか、男女共同参画審議会の意見をいただき、今後の取り組みに反映させます。

また、施策の実施状況について、年次報告を作成し公表します。

・ 南九州市男女共同参画審議会

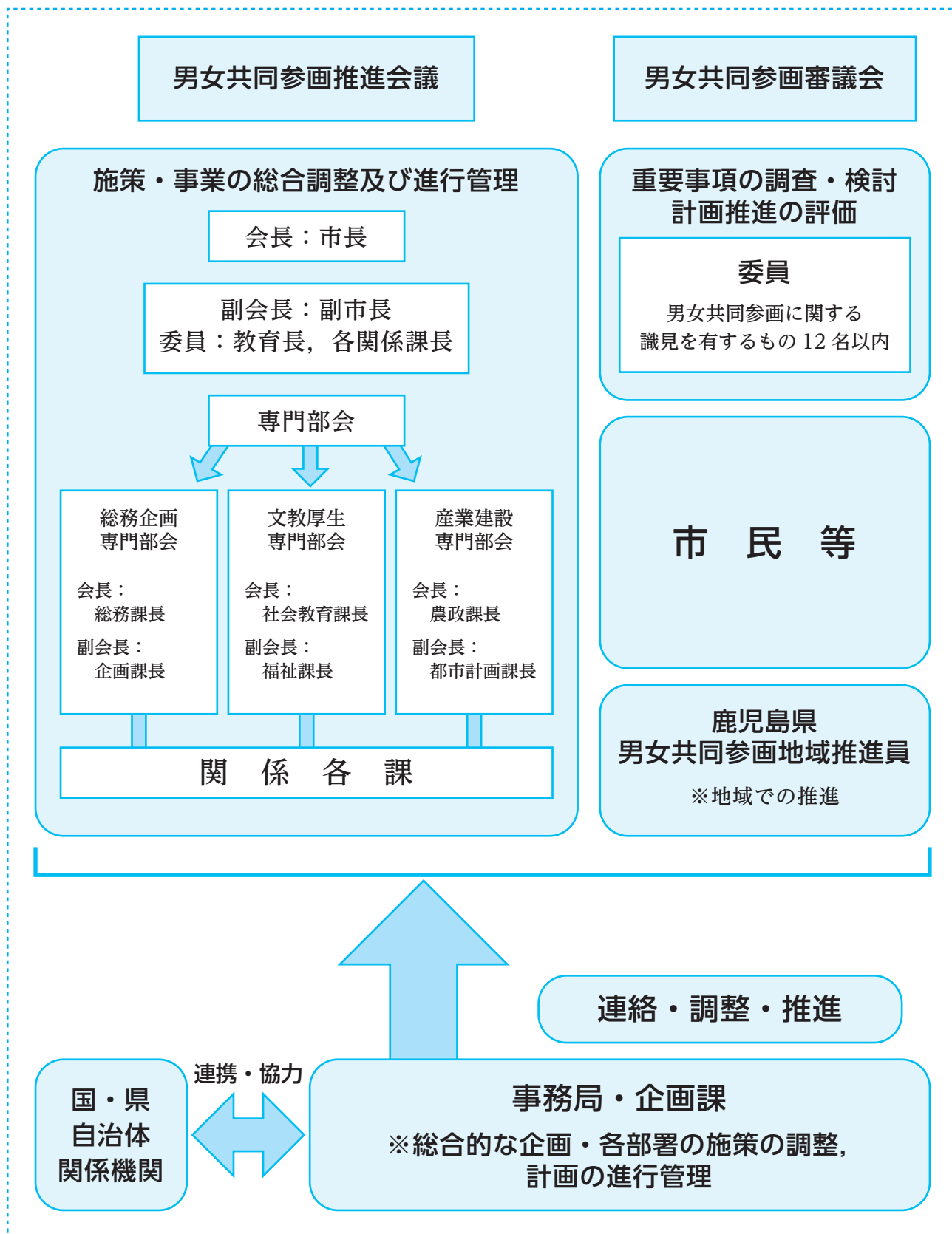
③ 国や県・他自治体、関係機関、市民等との連携

男女共同参画社会を実現するためには、市民等と行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協働した取り組みが必要となります。

計画推進に当たっては、市民等の主体的な活動を尊重しながら協働に努め、国や県、他の地方公共団体、関係機関との幅広い連携を推進します。

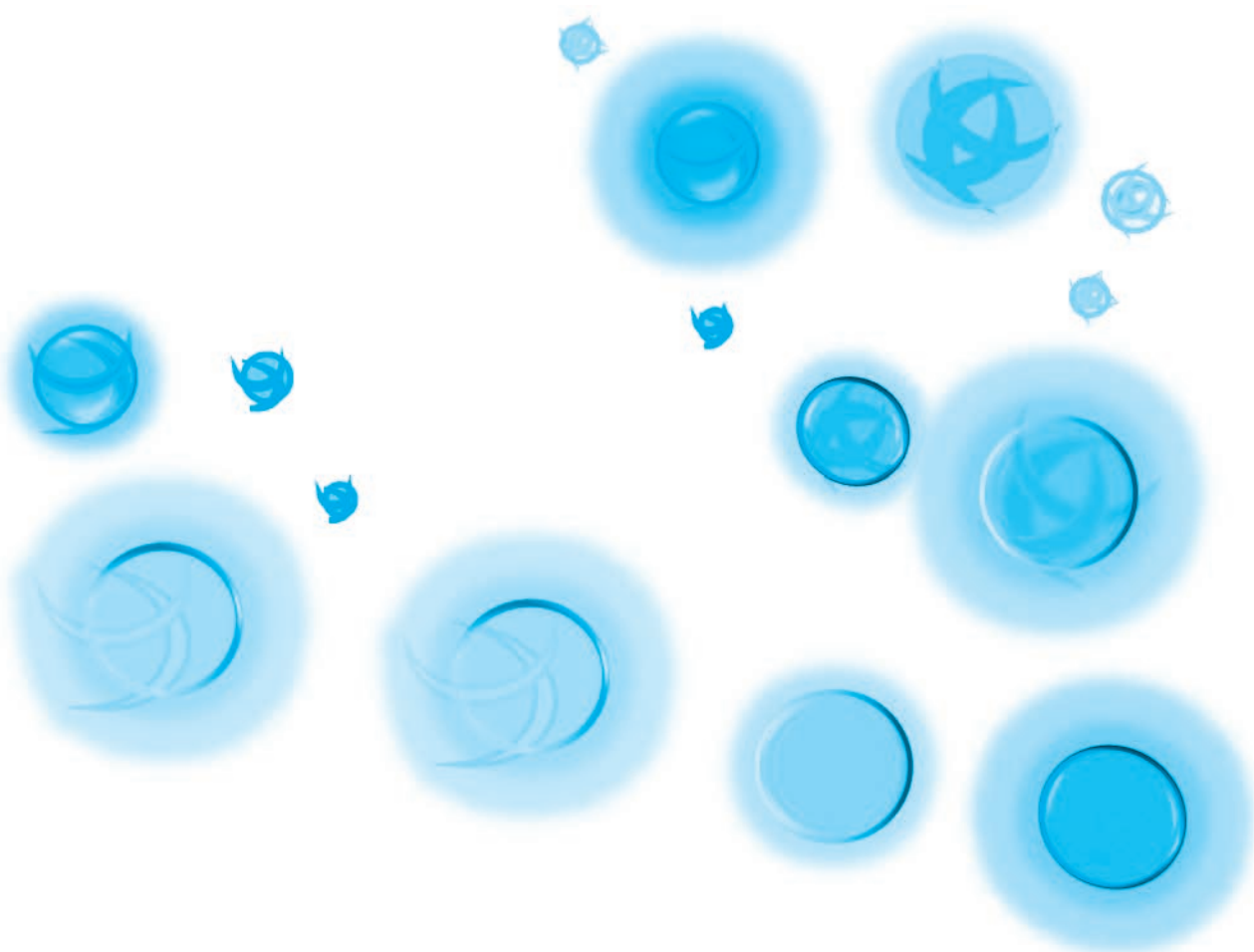
南九州市男女共同参画推進条例

南九州市男女共同参画基本計画



2. 関連施策・事業の数値目標

内 容	現状値	2022 年目標
認定農業者数（人） （うち法人数）	767 (142)	770 (159)
肺がん検診受診率（％）	21.2	40.0
一時預かり保育の充実（箇所）	9	19
放課後児童クラブの充実（箇所）	18	18
審議会等の女性登用率（％）	24.6	30.0
鹿児島県男女共同参画地域推進員（人）	4	5
「男女共同参画社会」という用語を 知っている人の割合（％）	44.2	50.0
男女共同参画社会の実現に対する市民満足度（％）	9.0	15.0



～計画づくり会議の様子～
令和元年4月～9月

